

みまもりねっと

江戸川区消費者センター No.138

江戸川区松島1-38-1
グリーンパレス1階

相談電話 03-5662-7637

～お気に入りの衣服を長く楽しむために 家庭洗濯編～

洗濯表示 5つの基本記号



衣替えの季節になりましたね。

夏ものは汗をよく吸い込んでいます。1度でも袖を通した衣服はしっかり汚れを落としましょう。

家庭洗濯をするときには、衣服に縫い付けてある表示

を必ず確認しましょう！



2016年12月～洗濯表示が新しくなりました。



洗濯処理はできない。



液温は、30° Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。



液温は、40° Cを限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。この記号は短時間で洗うのがポイントです。



酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない。(※粉末の酸素系漂白剤は、毛や絹製品には使用できません！)



(家庭で)洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる

---■□ 次号では、クリーニング処理編をご紹介します。 □■---

～訪問販売による点検商法の トラブルが増加しています！～

自宅にリフォーム業者が突然やってきて、屋根の点検をしてくれるなどという点検商法のトラブルが増えています。点検や修理は口実で、本当は契約が目的です。

事例①「外壁塗装が劣化している、このままだと雨漏りする」と業者が来訪し、勝手に作業をした。高額請求されて困っている。

事例②見知らぬ業者が訪問し、屋根瓦がはがれているので修理が必要といわれて契約をしたが解約をしたい。

- ◇ 訪問販売の場合で、自宅の不具合と業者に指摘された場合、工事の必要性についてはよく検討し、必要の無いときはきっぱりと断りましょう。
- ◇ 工事の必要があるときは、複数の業者から相見積もりをとり、金額だけではなく施工内容についても必ず業者に説明を求めましょう。
- ◇ もし、契約をしてしまっても、クーリング・オフ等で解決できる場合があります。一人で悩まず、消費者センターにご相談ください。

◎江戸川区消費者センターとは…

- 消費者相談の窓口として、江戸川区が運営しています。
- 専門の消費生活相談員が相談内容に応じて問題解決のための助言やあっせんなどを行っています。
- 区民の皆さまがくらしの知識を幅広く学ぶために消費生活に役立つ情報を提供しています。



☆江戸川区消費者センター（相談専用電話）

03-5662-7637 月～金 午前9時～午後4時
（祝日・年末年始はお休みです）

☆消費者ホットライン“188”（年末年始はお休みです）